

追加参考資料

第7回玉名市議会

(定例会)

令和4年12月9日提出

議番号	件名
102	玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例
104	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
105	玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
106	玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
107	玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第102号関係

玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例

新	旧
<p>(玉名市自治基本条例の一部改正(附則第13項関係)) (個人情報保護) 第25条 略</p>	<p>(個人情報保護) 第25条 略 <u>2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</u></p>

議第104号関係

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第1条関係)) (期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>
<p>(玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正(第2条関係)) (期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 議員の期末手当の支給については、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)の例による。ただし、同条例第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の15とする。</p>

議第105号関係

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)) (給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>
<p>(玉名市長等の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)) (給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>(給与の支給)</p> <p>第4条 前2条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

議第106号関係

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第1条関係))</p> <p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>
<p>(玉名市教育長の給与に関する条例の一部改正(第2条関係))</p> <p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の165</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>	<p>第3条 前条の規定による給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、玉名市一般職の職員の例による。ただし、玉名市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第47号)第16条第2項中「100分の120」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず100分の15を超えない範囲内で別に規則で定めるものとする。</p>

議第107号関係

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係))</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(改正前)

別表第1 (第3条、第16条関係)

給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	略	略
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	略	略
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	略	略
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	略	略
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	略	略
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	略	略
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	略	略
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	略	略	略
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	略	略	略
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	略	略	略
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	略	略	略
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	略	略	略
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	略	略	略
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	略	略	略
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	略	略	略
	16	164,700	221,500	253,500	略	略	略	略
	17	165,900	223,200	255,000	略	略	略	略
	18	167,400	224,900	256,500	略	略	略	略
	19	168,900	226,500	258,200	略	略	略	略
	20	170,400	228,100	260,000	略	略	略	略
	21	171,700	229,500	261,600	略	略	略	略
	22	174,400	231,200	263,300	略	略	略	略
	23	177,000	232,800	264,900	略	略	略	略
	24	179,600	234,400	266,500	略	略	略	略
	25	182,200	235,400	268,400	略	略	略	略
	26	183,900	236,900	270,200	略	略	略	略
	27	185,500	238,300	271,900	略	略	略	略
	28	187,200	239,500	273,600	略	略	略	略
	29	188,700	240,700	275,300	略	略	略	略
	30	190,400	241,900	277,000	略	略	略	略
	31	192,200	242,900	278,800	略	略	略	略
	32	193,900	244,100	280,300	略	略	略	略
	33	195,500	245,400	281,800	略	略	略	略
	34	196,900	246,400	283,700	略	略	略	略
	35	198,400	247,600	285,500	略	略	略	略
	36	199,900	248,900	略	略	略	略	略
	37	201,200	249,800	略	略	略	略	略
	38	202,500	251,100	略	略	略	略	略
	39	203,700	252,300	略	略	略	略	略
	40	205,000	253,600	略	略	略	略	略

(改正後)

別表第1 (第3条、第16条関係)

給料

表

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	1	150,100 円	198,500 円	234,400 円	266,000 円	290,700 円	略	略
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	略	略
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	略	略
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	略	略
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	略	略
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	略	略
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	略	略
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	略	略	略
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	略	略	略
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	略	略	略
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	略	略	略
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	略	略	略
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	略	略	略
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	略	略	略
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	略	略	略
	16	168,700	224,500	255,500	略	略	略	略
	17	169,800	226,100	256,800	略	略	略	略
	18	171,200	227,800	258,200	略	略	略	略
	19	172,600	229,400	259,600	略	略	略	略
	20	174,000	230,900	261,100	略	略	略	略
	21	175,300	232,200	262,700	略	略	略	略
	22	177,800	233,800	264,400	略	略	略	略
	23	180,300	235,400	266,000	略	略	略	略
	24	182,800	236,900	267,600	略	略	略	略
	25	185,200	237,900	269,400	略	略	略	略
	26	186,900	239,400	271,200	略	略	略	略
	27	188,500	240,700	272,900	略	略	略	略
	28	190,200	241,900	274,600	略	略	略	略
	29	191,700	243,100	276,200	略	略	略	略
	30	193,400	244,100	277,900	略	略	略	略
	31	195,200	245,100	279,700	略	略	略	略
	32	196,900	246,100	281,200	略	略	略	略
	33	198,500	247,200	282,400	略	略	略	略
	34	199,900	248,100	284,100	略	略	略	略
	35	201,400	249,000	285,700	略	略	略	略
	36	202,900	250,000	略	略	略	略	略
	37	204,200	250,900	略	略	略	略	略
	38	205,500	252,200	略	略	略	略	略
	39	206,700	253,400	略	略	略	略	略
	40	208,000	254,700	略	略	略	略	略

41	206,300	255,000	略	略	略	略	略	略
42	207,600	256,400	略	略	略	略	略	略
43	208,900	257,600	略	略	略	略	略	略
44	210,200	258,800	略	略	略	略	略	略
45	211,300	260,000	略	略	略	略	略	略
46	212,600	261,200	略	略	略	略	略	略
47	213,900	262,500	略	略	略	略	略	略
48	215,200	263,600	略	略	略	略	略	略
49	216,300	264,700	略	略	略	略	略	略
50	217,400	265,800	略	略	略	略	略	略
51	218,400	267,100	略	略	略	略	略	略
52	219,500	268,400	略	略	略	略	略	略
53	220,600	269,400	略	略	略	略	略	略
54	221,600	270,500	略	略	略	略	略	略
55	222,500	271,800	略	略	略	略	略	略
56	223,500	略	略	略	略	略	略	略
57	223,800	略	略	略	略	略	略	略
58	224,600	略	略	略	略	略	略	略
59	225,400	略	略	略	略	略	略	略
60	226,100	略	略	略	略	略	略	略
61	226,800	略	略	略	略	略	略	略
62	227,800	略	略	略	略	略	略	略
63	228,600	略	略	略	略	略	略	略
64	229,400	略	略	略	略	略	略	略
65	230,100	略	略	略	略	略	略	略
66	230,800	略	略	略	略	略	略	略
67	231,700	略	略	略	略	略	略	略
68	232,700	略	略	略	略	略	略	略
69	233,400	略	略	略	略	略	略	略
70	234,000	略	略	略	略	略	略	略
71	234,500	略	略	略	略	略	略	略
72	235,200	略	略	略	略	略	略	略
73	236,000	略	略	略	略	略	略	略
74	236,600	略	略	略	略	略	略	略
75	237,200	略	略	略	略	略	略	略
76	237,700	略	略	略	略	略	略	略
77	238,400	略	略	略	略	略	略	略
78	239,100	略	略	略	略	略	略	略
79	239,800	略	略	略	略	略	略	略
80	240,300	略	略	略	略	略	略	略
81	240,800	略	略	略	略	略	略	略
82	241,500	略	略	略	略	略	略	略
83	242,200	略	略	略	略	略	略	略
84	242,900	略	略	略	略	略	略	略
85	243,500	略	略	略	略	略	略	略
86	244,200	略	略	略	略	略	略	略
87	244,900	略	略	略	略	略	略	略
88	略	略	略	略	略	略	略	略

再任用職員以外の職員

41	209,300	256,000	略	略	略	略	略	略
42	210,600	257,400	略	略	略	略	略	略
43	211,900	258,600	略	略	略	略	略	略
44	213,200	259,800	略	略	略	略	略	略
45	214,300	260,900	略	略	略	略	略	略
46	215,600	262,100	略	略	略	略	略	略
47	216,900	263,400	略	略	略	略	略	略
48	218,200	264,500	略	略	略	略	略	略
49	219,200	265,600	略	略	略	略	略	略
50	220,300	266,600	略	略	略	略	略	略
51	221,300	267,800	略	略	略	略	略	略
52	222,300	268,900	略	略	略	略	略	略
53	223,300	269,900	略	略	略	略	略	略
54	224,200	270,900	略	略	略	略	略	略
55	225,100	272,000	略	略	略	略	略	略
56	226,000	略	略	略	略	略	略	略
57	226,300	略	略	略	略	略	略	略
58	227,100	略	略	略	略	略	略	略
59	227,800	略	略	略	略	略	略	略
60	228,500	略	略	略	略	略	略	略
61	229,200	略	略	略	略	略	略	略
62	230,000	略	略	略	略	略	略	略
63	230,700	略	略	略	略	略	略	略
64	231,300	略	略	略	略	略	略	略
65	231,900	略	略	略	略	略	略	略
66	232,500	略	略	略	略	略	略	略
67	233,100	略	略	略	略	略	略	略
68	233,800	略	略	略	略	略	略	略
69	234,500	略	略	略	略	略	略	略
70	235,100	略	略	略	略	略	略	略
71	235,600	略	略	略	略	略	略	略
72	236,300	略	略	略	略	略	略	略
73	237,000	略	略	略	略	略	略	略
74	237,600	略	略	略	略	略	略	略
75	238,200	略	略	略	略	略	略	略
76	238,700	略	略	略	略	略	略	略
77	239,300	略	略	略	略	略	略	略
78	240,000	略	略	略	略	略	略	略
79	240,700	略	略	略	略	略	略	略
80	241,200	略	略	略	略	略	略	略
81	241,700	略	略	略	略	略	略	略
82	242,300	略	略	略	略	略	略	略
83	242,900	略	略	略	略	略	略	略
84	243,400	略	略	略	略	略	略	略
85	243,900	略	略	略	略	略	略	略
86	244,500	略	略	略	略	略	略	略
87	245,100	略	略	略	略	略	略	略
88	略	略	略	略	略	略	略	略

再任用職員以外の職員

(玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係))

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の100(特定管理職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

(勤勉手当)

第17条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき勤勉手当基礎額に100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

